



城間範子さん(県立森川養護学校三年)の作品

目次

- 2/特集「個人情報保護」
4/社会福祉法人のチャレンジ「ひんぷん会」
6/生活福祉資金貸付制度
7/シリーズ活動最前線「児童文化研究サークル」
福祉施設経営相談Q&A

- 8/沖縄県社協事業計画
10/沖縄県共募事業計画
12/福祉人材研修センターだより
14/県民協広報「ふくらしゃ」
16/インフォメーション

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

編集・発行

沖縄県社会福祉協議会 沖縄県共同募金会

沖縄県福祉人材研修センター 沖縄県民生委員児童委員協議会

〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

(沖縄県総合福祉センター内)

TEL098-887-2000 FAX098-887-2024

<http://www.okishakyo.or.jp/>

県社協人事

伊波輝美 常務理事が就任



山内盛幸前常務理事の退職に伴い、新たな常務理事に伊波輝美氏(県出向)が就任しました。4月1日付をもって、本会長より辞令が交付されました。

その他の人事は次のとおり。

【異動】

福祉人材研修センター主任

【退職】(平成17年3月31日) 茂太桃子(県出向)

福祉人材研修センター主任

伊佐亮子

福祉車両寄贈申込みが開始

申請書を県社協で配布

「24時間テレビ」チャリティー委員会による福祉車両の寄贈申込み受付が開始になりました。申請書・福祉車両カタログを県社協で配布します。

主催「24時間テレビ」チャリティー

寄付ありがとうございました

宮城正雄 様	300,000円
大山ヨシ 様	200,000円
田仲康榮 様	100,000円
憐りゆうせき 御中	3,000,000円
沖縄県プレハブ建設業協会 御中	250,000円
京都仏教会 御中	200,000円
明るい社会づくり沖縄地区協議会 御中	100,000円
いけばなインターナショナル県支部 御中	100,000円
NTT西日本	「電話お願い手帳」510冊
沖縄支店 御中	「ふれあい速達便」635冊
琉球銀行 御中	大航海レオパレス招待券 1,000枚

本紙バックナンバーはHPでご覧いただけます

「福祉情報おきなわ」は沖縄県社協ホームページでもご覧いただけます。過去30号分のバックナンバーの主な記事の閲覧・検索が可能です。

<http://www.okishakyo.or.jp/html/fjoki/>

情報お待ちしています

沖縄県社協 広報委員会では「福祉情報おきなわ」で紹介する県内の福祉活動に関する情報をお待ちしています。新たにスタートした活動や、県民に知ってもらいたい活動などがありましたら、広報担当まで一報ください。

委員会

対象団体「社会福祉法人(社協含む)、NPO法人、任意団体、地方公共団体、医療法人・ボランティア団体、学校法人、民法法人(社団・財団)、生協、広域連合など営利を目的としない団体

対象車両「リフト付バス、スロープ付き自動車、入浴車、電動車いす、電動四輪車など」

申込書・福祉車両カタログの請求方法

「いずれかを選択」

①県社協へ直接取りに来る

②郵送 ※240円切手を貼った角2

の返信用封筒を添えて県社協へ送付

*問合せ：施設団体福祉部(新垣)

表紙の絵

県立森川養護学校三年 城間範子さん



この絵はその名の通り夢の世界をかいた絵です。海の中に人魚姫がいる所、家が空に浮かんでいる所、真ん中に土地があり、そこから土の人魚姫が2人出ていたり、魔法のほうきタクシーなど、本当にこんな世界があったらいいなあと夢のけしきをかきました。気に入っている所は、海のキラキラした所です。

編集後記

個人情報の保護については、各人の業務内外での意識づけが大切だと思います。仕事の愚痴や世間話でついつい仕事上知れた情報を話していませんか。職場から離れた場所での意識が案外大切なものかもしれません。

(K)

平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が全面施行されました。同法では国および地方公共団体の責務と個人情報取扱事業者（以下、「事業者」という）の責務を定めています。社会福祉事業を行う事業者としての留意点を整理しました。

厚労省 ガイドラインを策定

これまでも事業所の最低基準として従事者の守秘義務等を定めてきましたが、個人情報保護法では、個人情報の取扱いがより具体的に示されることになりました。

法の施行に先立ち、厚生労働省では「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を策定しました。

これらのガイドラインは、個人情報保護に関する考え方や大臣の権限行使、事業者が遵守すべき事項等が盛り込まれ、法を運用していく際の判断基準、実施基準となります。

福祉関係事業者および医療・介護関係事業者はこれらを踏まえ、個人情報保護の適正な取扱いに努めなければなりません。



個人情報の適正な取扱いが事業者の信頼を築く

個人情報とは

法にいう個人情報とは、①生存する個人に関する情報、②当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものを指します。具体的には、氏名や性別、財産、職種、病歴や健康状態といった情報に加え、写真や映像、音声等の情報

も個人情報にあたります。対象となる情報は福祉サービスの利用者本人のみならず利用者の家族、事業所の従業員、ボランティア、実習生等の個人情報も含まれます。

個人情報取扱事業者とは

社会福祉法人に限らず個人情報を活用している事業者は「個人情報取扱事業者」となります。ただし、法では「小規模事業者（※別欄参照）を別に定め、小規模事業者は法令上の義務を負わないこととされています。しかしながら、規模の大小に限らず、良質なサービスを提供する事業者の責務として個人情報の管理に関しては最大限の注意を払う必要があります。なお、個人情報の適正な取扱いが求められるのは正職員、パート、アルバイト等を問わず全従業員が該当します。

利用目的をはっきりと

法では、個人情報を取扱う際には利用目的をできる限り特定しなければなりません。これは、自分の個人情報が予期せぬことに使われることを防ぐためです。利用目的は、「入退所の管理のため」、「費用請求の

事務処理のため」など、本人がどのようにに情報が利用されたかが判断できる具体的内容に示なくてはなりません。福祉サービスの利用契約時にしっかりと説明するとよいでしょう。もちろん、個人情報を目的外に使用することは原則として禁止されています。

第三者提供の禁止

事業者はあらかじめ本人の同意を得ていない個人情報を第三者へ提供することが原則として禁止されています。「第三者」とは、当該本人と事業者以外の全ての者を指します。目的に沿って事業所内での職員同士の情報交換などに利用する場合は第三者への提供にあたりません。また、個人情報を外部の業務委託先や監査機関へ提供することも該当しません。ただし、その場合においても漏えい防止について細心の注意が必要です。

外部委託に際して、事業者には個人情報の安全管理が図られるよう委託先の監督義務があります。委託先が個人情報を漏えいした場合は委託元である事業者が監督責任を問われることがあります。同様にボランティアや実習生に対しても適切な指導や監督が必要になってきます。

事例研究・ケース検討会では

福祉サービスの提供にあたって関

データの保存・廃棄について

「個人データ」（個人情報データベースを指す）の保存については、保存媒体（書類やフロッピーなど）が劣化して個人データが消失しないよう適切に保存することが大切です。また、廃棄時に情報の漏えいがないよう、紙媒体であればシュレッダー処理、電子データの場合であれば、完全消去を行うことが必要です。

体制整備に向けて

※各義務規定には適宜除外事由あり。

個人情報取扱業者に課せられる主な義務

- 利用目的をできる限り特定すること
- 利用目的に達成に必要な範囲を超えて取り扱わないこと
- 偽りその他不正の手段によって取得しないこと
- 取得したときは利用目的を通知または公表すること
- 正確かつ最新の内容に保つよう努めること
- 安全管理のために必要な措置を講じること
- 従業員・委託先に対する必要な監督を行うこと
- 本人の同意を得ずに第三者に提供しないこと
- 利用目的等を本人の知りえる状態に置くこと
- 本人の求めに応じて保有個人データを開示すること
- 本人の求めに応じて訂正等を行うこと
- 本人の求めに応じて利用停止等を行うこと
- 苦情の適切かつ迅速な処理に努めること

個人情報保護の体制整備に向けては事業所全体で取り組まなくてはなりません。具体的には、事業所の個人情報保護に関する考え方の指針（プライバシーポリシー）の策定及び各種規程の整備、規程に基づいた窓口や管理者等の設置、役員全体への周知を図る研修会の開催などが挙げられます。現場においては事業所の規程に則り、管理の徹底を日常業務に反映させることが重要です。

苦情処理の体制は

事業者は個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速に処理するため、苦情処理窓口や責任者を設置し、対応の手順を定めておく必要があります。この役割については、すでに福祉サービスへの苦情解決にあたることを目的に事業所内に設置されている「苦情解決体制」の各担当者が兼務することが望ましいでしょう。

最後に

今回の個人情報保護法の全面施行にあたり、福祉サービス提供事業者に求められているのは社会福祉法の理念である、個人の尊厳、良質なサービスの提供に向けた取り組みに他なりません。

個人情報とは人権を構成する大切な要素です。利用者一人ひとりを大切に、誰からも信頼される事業者となるために、個人情報の保護に事業所総ぐるみで取り組むことが求められています。

鍵言葉

※小規模事業者

法では、個人情報取扱事業者のうち、「事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報の数によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5千件を超えない者」は、法令上の義務を負わないものとされています。ただし、5千の個人情報を保有しているか否か以前の問題として、法令の趣旨等に照らし、福祉関係事業者および医療・介護関係事業者は個人情報の適正な取扱いにのぞむことが求められます。

社会福祉法人の手差し

新たな社会福祉法人像の構築

社会福祉法人 ひんぷん会

県内初の児童家庭支援センター

1. 法人・施設の概要

法人名 社会福祉法人 ひんぷん会
理事長 岸本 正博
施設名 児童家庭支援センターなごみ
住所 名護市城2-7-16
電話 0980-54-8531

2. 事業の実践概要

児童家庭支援センターは、児童虐待防止法に先立って、平成10年の児童福祉法の改定に伴い、児童福祉施設に設置できるようにした相談援助事業を行う施設(児童福祉法第44条の2)である。

児童家庭支援センターなごみは、主に北部地域の児童福祉問題について、児童や家庭、地域住民一般からの相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、保護を要する児童や保護者の指導を行う。併せて児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童や家庭の福祉の向上を図る。

・職員の配置：所長(兼務)、相談員(ソーシャルワーカー)2名、心理士1名
・受付時間：9時～19時(月～土曜日)、緊急の場合は日曜・祝日、夜間も受付
・電話相談、来所・訪問相談、相談は無料、秘密厳守

事業内容

- ① 地域・家庭からの相談への対応
- ② 児童相談所からの指導・委託による指導
- ③ 関係機関等との連携・連絡調整(ケースマネジメント技法の活用)
- ④ 平成17年4月より児童養護施設なごみで実施するショートステイ(短期入所生活援助)、トワイライトステイ(夜間養護等)の利用支援。



3. 実践に至った経緯と現状

社会福祉法人ひんぷん会は、昨年、児童養護施設なごみを開設し5ヶ年の節目を迎えた。開設当初から、北部地域の児童福祉推進の拠点施設として期待され、当センターの開設について県との調整が進められてきた。本来は児童養護施設内に併設すべきであるが、施設が名護市街地の山を越

えた東海岸側に立地しており、交通等の利便を考慮し、名護市街地内(ひんぷんガジュマル近く)にある空きビルを改装して、県内初の児童家庭支援センターが開設された。

開設して、半年が経過し、相談受付、事業実績状況は、延べ件数223件(実件数は38件)となっている。延べ件数の内訳は、電話(170件)、来所(32件)、訪問(10件)、心理療法(4件)、その他(7件)、実件数38件の相談種別の内訳は、養護(9件)、虐待(再掲)(5件)、保健(2件)、障害(5件)、非行(1件)、性行行動(1件)、不登校(5件)、適性(1件)、しつけ(4件)、いじめ(4件)、その他(6件)で、1件あたりで単純にみても延べ9回の対応をしていることになる。

また、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導措置が必要とされる児童や家庭についてのコザ児童相談所からの指導委託が3件(虐待)ある。

4. 今後の展望

本県においても、都市化や核家族化の進行、家庭や地域での子育て・養育力の低下等により、児童虐待やDV(家庭内暴力)、非行、悲惨な事件等が社会問題化してきている中で、児童養護施設や児童家庭支援センターの果たす役割や機能に大きな期待が寄せられ

ている。

社会福祉法人ひんぷん会では、児童養護施設なごみの専門機能や機動力を活かして、児童相談所をはじめ、児童福祉施設、市町村、市町村社協、福祉保健所、民生委員児童委員、学校、教育事務所、医療機関、子育て支援センター等との連携を強化しつつ、北部地域の児童福祉に関するあらゆる相談支援(子どもの成長・発達に関する相談、不登校など心の相談、子育て・家庭に関する相談、地域子育て相談等)を行う推進拠点としての機能の充実を図り、児童福祉の向上発展に貢献していくことを目指している。

5. 今回のチャレンジに思う

自然環境の良い北部地域においても、要保護児童問題等が増え、当センターの果たす役割への期待が高まっている。北部地域の児童福祉の拠点(コザ児童相談所の協力機能的な役割も担う)として、社会福祉法人・児童養護施設の専門機能やフットワークを生かし、職員の連携により24時間体制での対応を図っている。

社会福祉法人が地域福祉推進の拠点としての活躍が期待されている。今、社会福祉法人ひんぷん会の本事業展開は、各社会福祉法人経営の参考の一助になると思う。

平成16年度 共同募金市町村実績

単位:円

市町村名	目標額	実績額	達成率
国頭村	2,038,000	2,185,543	107.2
大宜味村	1,134,000	1,188,030	104.8
東 村	582,000	665,604	114.4
今帰仁村	2,110,000	2,147,780	101.8
本部町	3,678,000	3,637,186	98.9
名護市	11,888,000	9,292,540	78.2
恩納村	2,839,000	2,590,734	91.3
宜野座村	1,179,000	1,396,191	118.4
金武町	1,816,000	2,031,145	111.8
伊江村	1,165,000	1,417,581	121.7
伊平屋村	674,000	682,027	101.2
伊勢名村	482,000	549,373	114.0
小 計	29,585,000	27,783,734	93.9
石川市	5,672,000	4,612,833	81.3
与那城町	2,633,000	2,866,853	108.9
勝連町	3,145,000	3,221,756	102.4
具志川市	11,100,000	8,766,472	79.0
沖縄市	17,430,000	16,028,006	92.0
読谷村	6,498,000	5,889,553	90.8
喜手納町	4,026,000	4,073,847	101.2
北谷町	4,475,000	4,321,649	96.6
北中城村	2,741,000	2,779,491	101.4
中城村	3,284,000	3,358,490	102.3
宜野湾市	13,650,000	11,582,834	84.9
西原町	3,946,000	5,390,000	136.6
浦添市	18,209,000	15,533,296	85.3
小 計	96,809,000	88,435,080	91.4

単位:円

実績額合計 213,424,078円

平成16年度

赤い羽根共同募金運動実績報告

平成16年10月1日から12月31日までの3ヵ月間にわたり、赤い羽根共同募金運動が県内各市町村共同募金会(支会・分会)で実施されました。

平成16年度は、達成率89.6%と目標額を下回りましたが、2億1342万4078円の募金が集まりました。

皆様からいただきました募金は、地域福祉活動を行っています市町村社会福祉協議会の事業活動費と、その他全県的福祉施設団体等へ配分されます。

県民皆様の温かい善意ありがとうございました。



はあとふるケア

杖の使い方は正しく行われていますか?

「握り方・長さ設定・地面に着く位置」

杖の種類はいろいろありますが、一番身近で使われている杖の代表的な1点杖の取り扱い方法を紹介します。

(図1)



(1)「握り方」基本的な握り方は、人差し指と中指の間に杖が入るように

①使用する方の指の長さ・手のひらの幅の広さによって杖の握る部分の太さを選んでください。

②握った感覚が使用の方にフィット感があるのか? (2)「長さ設定」使用する方の手首と杖の握る部分の中央付近と合わせる。

①長さの調整時に、微妙に設定が合わない場合、(2)の説明の中央部分の付近に合わせることに注意する。

②調整する時は、使用する方が行わずに、他者にお願いを調整してください。

③「地面に着く位置」杖を着いている足の先方斜め前(45度)外側に杖を着く位置が安定すると言われています。(図3-1①)

④「肘の曲がりの具合の角度は上腕部から150度。(図3-1②)」

⑤「杖の曲がりの具合の角度は上腕部から150度。(図3-1②)」

⑥「杖の曲がりの具合の角度は上腕部から150度。(図3-1②)」



次号では、杖歩行のポイントを考えてみたいと思います。

沖縄県介護実習普及センター ☎(098)882-1484

シリーズ 活動最前線

1964年の第7期メンバーより活動を本格化して以来、現在のメンバーで48期を数える。短期大学のため、活動

今回は沖縄キリスト教短期大学(西原町)の「児童文化研究サークル」を紹介する。
メンバーは同短大保育科の学生達。新入生が加入すると、多いときで50名近くの部員が所属する。
サークルでは、保育園や児童館、障害者施設、老人ホームなどを訪問し、多くの県民に夢と感動を届けている。色とりどりの手袋を使っている。フィンガーアクションや人形劇の上演活動は、「親子が揃って楽しめる」、「かわいいうきキャラクターが登場して楽しい」と好評だ。リズムミカルな動きと息の合ったコンビネーションは見る者を魅了し、自然と和やかな雰囲気を作り上げる。



メンバーの皆さん

児童文化研究サークル

通常の訪問活動の他にもイベントへの参加や、宮古島の台風被災者への激励訪問など精力的に活動を展開している。
上演の依頼は大学を通して受け付けている。児童文化研究サークルの活動はこれからもたくさんの方々の笑顔を生み出していくことだろう。

期間は2年間。そのうち先輩から指導が受けられる期間はさらに限られてくる。上演前にはメンバー一丸となって練習を行う。「みんなの動きを合わせる部分は難しく、時間をかけて練習します」と、代表の天久まゆみさんは語った。
メンバーの加入動機は様々であるが、サークル紹介で目にした先輩達の上演に興味をもち、「自分でもできるか挑戦してみよう」と加入したメンバーも多い。保育実習や就職後にサークルで磨いた技術が役立つという嬉しい効果もある。

実際の、同サークルの卒業生の一部は社会に出た後も自主的に劇団を結成し、活動を行っている。単なるサークル活動の枠を超え、地域の人に笑顔と元気を届ける活動は着実に広がりをみせている。
観客を楽しませる人形劇



観客を楽しませる人形劇

知っておこう！ 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とした制度です。それぞれの世帯に応じた資金種類があります。

- 低所得世帯 世帯収入が生活保護基準の概ね1.7倍程度以下の世帯
- 高齢者世帯 日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯
- 障害者世帯 障害者手帳などの交付を受けている者が属する世帯
- 生活保護世帯 現在、生活保護を受給している世帯

■生活福祉資金貸付条件一覧表(平成17年度)

資金種類			貸付対象				貸付条件			
			低	障	高	保	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
更生 資金	生業費	・生業を営むのに必要な経費	○	○	○	(低所得世帯) 280万円以内	1年以内 *3	7年以内	3%	
	技能習得費	・生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能を修得するために必要な経費、およびその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費				(障害者世帯) 460万円以内	1.6年以内 *3	9年以内		
						(低所得世帯) 110万円以内 *1 (障害者世帯) 130万円以内 *1	・知識・技能を習得する期間が満了した後6月以内	8年以内		
福祉 資金	福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具等の購入費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水、電気若しくは暖房を設けるのに必要な経費 ・就職又は技能を習得するための支度費 ・その他、増省費用、年金の掛金等の費用	○	○	○	50万円以内	6月以内 *3	3年以内	3%	
	障害者等福祉機器購入費	・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入等に特に必要な経費	○	○	80万円以内	6年以内				
	障害者自動車購入費	当該障害者が運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るための自動車購入費	○		200万円以内					
	中国残留邦人等国民年金追納費	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○			470.4万円以内		10年以内
住宅資金		・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費	○	○	○	250万円以内	6月以内 *3	7年以内	3%	
修学 資金	修学費	・高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な資金	○		○	高校 月35千円以内 高専 月60千円以内 短大 月60千円以内 大学 月65千円以内	卒業後 6月以内	*4のとおり	無利子	
	就学支度費	・高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費				50万円以内				
療養・ 介護資金	療養費	・負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するための費用	○		○	170万円以内 *2	最終貸付の日 から6月以内	5年以内	無利子	
	介護費	介護サービスを受けるのに必要な経費及びその介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費								
緊急小口資金		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の資金	○			5万円以内	2月以内	4月以内	3%	
災害援護資金		災害による困窮から自立更生するための経費	○		○	150万円以内	1年以内 *3	7年以内	3%	
離職者 支援資金		失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活費を貸付ける資金	○			月20万円以内 (単身)月10万円以内	1年以内	7年以内	3%	
長期生活 支援資金		低所得世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金			○	・評価額の70%程度 ・月30万円以内	(貸付期間) *5	借受人の死亡時など貸付契約終了時	年3%又は長期プライムレートいずれか低い利率	

- ※1 法令において技能を習得する期間が6月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額15万円以内療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内
- ※2 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※3 当面は資金運用の関係で修学資金の償還期間は、修学期間(貸付月数)の3倍以内とする。ただし、修学費単年度分と支度費の貸付決定をされた場合は、貸付月数の4倍以内とすることができる。
- ※4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間

福祉施設経営相談

Q&A

(労務管理編)

監修▼福祉施設経営
支援事業専門相談員
社会保険労務士 江尻育弘

Q 臨時職員、嘱託の就業条件などについては、「個別の雇用契約書で定める」との規定で足りるますか。

A 臨時職員や嘱託職員数が、少数であれば、就業規則ではなく個別の契約書が最も適しているでしょう。就業規則は、「労働条件の統一」かつ画一的な決定を建前とするものであり、労働者の労働条件が共通する事項に関して規定するものです。雇用形態が異なり労働条件も違う労働者に一つの就業規則を適用することができない場合があります。例えば、パート労働者については、「短時間労働者を含め常時10人以上の労働者を使用する事業主は、労働基準法の定めるところにより、短時間労働者に適用される就業規則を作成するものとす

る」としています。しかし、小規模事業所等のように短時間労働者等がごく少数であり、かつ、それぞれの労働条件が異なる場合は、雇用形態ごとに就業規則を作成すると、雇用契約書(就業規則の絶対的記載事項を満たしたもの)と内容に差がなくなくなり、実態として意味を持たないものとなってしまふことがあります。また、労働基準法が、就業規則の作成義務を「10人以上の労働者を使用する使用者」に限って課しているのも、小規模事業所等の使用者に過度な負担を強いことを排する趣旨であるものと考えられ、臨時職員等の非正規従業員を一人でも雇用する使用者に非正規従業員向け就業規則の作成義務を画一的に課するのは、実務的ではないと思われます。



(労務管理に関する)相談は
江尻育弘(社会保険労務士)
江尻事務所
那覇市金城5-7-14 エクセルビル2-B
電話 098-857-1107
http://www.e-jimusho.jp

沖縄県社会福祉協議会
経営者支援室
電話 098-887-2037(直通)
FAX 098-887-2043

第1 基本方針

国の進めている三位一体の改革や地方自治体における行財政改革は、社会福祉協議会活動をはじめ、社会福祉に大きな影響を与えている。

加えて、平成17年度は介護保険制度の改正、障害保健福祉制度改革、次世代育成支援対策の推進、深刻化する児童虐待防止への取組強化、生活保護制度の見直し等、諸制度の更なる見直しや改革、市町村合併が進められ、地方分権が進んでいく中で社会福祉の有り様もさらに変化していくことが見込まれる。

このような情勢の下、平成17年度本会においては、「沖縄県社会福祉協議会21プラン」が最終年に当たることからそれを着実に推進し、二次計画の策定に着手するとともに、組織機構や職員の見直し等、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や各種別協議会、ボランティア、NPO団体との連携を一層強化して、制度施策の変化に適切に対応し、地域における住民主体の福祉活動の展開と良質で

本目細かい福祉サービスの提供を指して左記の事業を重点に取り組む。

1. 「沖縄県社会福祉協議会21プラン」の着実な推進
2. 市町村社協活動の支援
3. ボランティア活動の振興及び福祉文化の創造
4. 民生委員児童委員活動の支援
5. 社会福祉施設・団体への支援
6. 地域福祉権利擁護事業、苦情解決事業の充実等
7. 社会福祉従事者研修事業の推進と人材の確保
8. 介護実習・普及センターの受託運営
9. 生活福祉資金貸付事業の推進
10. 経営基盤の強化と事務局体制の整備
11. 沖縄県総合福祉センターの運営管理

重点事業

第2 事業実施計画

※は新規事業

I 市町村社会福祉協議会活動の振興

1. 市町村社協合併支援
2. 地域福祉推進支援事業
- ※地域福祉活動計画実施社協モデル指定と支援
3. 民間福祉サービス推進事業
- ※福祉有償運送問題検討会の設置
4. 調査研究活動の推進
5. 市町村社協予算対策運動の推進
6. 沖縄県市町村社会福祉協議会連絡協議会運営の支援
7. 全社協・九社連地域福祉委員会との連絡調整
8. 各種研修会等の開催
9. 相談事業の運営指導
10. 資料の作成配布
11. 全国、九州各種会議・研修会・大会等への派遣

II ボランティア・市民活動の普及振興及び福祉文化の創造

1. 福祉文化の形成



ボランティア・市民活動の促進支援

2. 市町村社会福祉協議会ボランティア活動推進事業への支援
3. 福祉活動参加促進事業の推進
4. ボランティア団体・NPOへの支援
5. 広報・啓発事業
6. 県外会議・研修等への派遣
7. ボランティア・市民活動促進のための支援
8. 調査・研究事業
- ※福祉教育調査研究の実施

このページではダイジェスト版を掲載いたします。仔細につきましては沖縄県社会福祉協議会までお問合せ下さい。

9. 勤労者マルチライフ支援事業
- ※企業の社会貢献担当者・勤労者のメーリングネットワークの構築及び活用
- ※企業の支援物品供給システムの構築・運用
- ※県内勤労者のボランティア・市民活動意識調査の実施
10. その他の事業
- ※災害救援ボランティア専門委員会の設置
- ※企業の社会貢献推進専門委員会の設置
- ※福祉教育推進専門委員会の設置
- III 民生委員児童委員活動の支援
1. 沖縄県民生委員児童委員協議会運営への支援
2. 市町村単位民生協組織強化の支援
3. 地区民児協活動への支援
4. 大会・研修会の開催(県民児協との共催事業)
- ※児童委員活動強化推進運動研究協議会
- ※個別支援活動研究協議会
- ※宮古地区民生委員児童委員研修
- ※八重山地区民生委員児童委員研修
5. 県外大会・研修会への派遣・幹旋
6. 主任児童委員・児童委員活動への支援
7. 全国共通事業等の推進
8. 地域福祉向上のための活動への支援

IV 地域福祉権利擁護事業の推進

1. 委員会の開催
2. 各種会議の開催
3. 生活支援員養成活動
4. 啓発普及活動
5. 基幹的福祉事業実施状況調査
6. 潜在的ニーズの発掘
7. 離島地域の相談援助活動支援

V 苦情解決事業の推進及び地域福祉権利擁護事業の監視強化

1. 各種会議の開催
2. 研修会等の開催
3. 啓発普及活動
- ※各種職場研修会、勉強会への講師派遣
4. 調査研究活動
- ※第三者委員活動活性化のためのモデル研究
5. 全国会議、研修会への参加

VI 社会福祉施設・団体の育成及び連絡調整

1. 種別協議会等の運営
2. 社会福祉施設経営支援事業の実施
3. 福祉施設・団体及び任意団体等の支援

VII 調査研究並びに福祉施設の推進

1. 調査研究活動
- ※沖縄における小規模・多機能施設「地



ソウェルクラブの会員交流事業

VII 社会福祉事業従事者の確保及び養成等

1. 福祉人材研修センターの受託・運営
- ※高校生のための福祉のしごと入門教室・ビギナーズガイダンス
- ※民生委員児童委員研修(八重山地区)
- ※民生委員児童委員研修(宮古地区)
2. 福利厚生センター事業の推進
3. 介護実習・普及センターの受託・運営
- ※夕方・土曜日介護教室
- ※入浴介護実習教室
- ※地域組織化活動の展開

IX 啓発宣伝事業

1. 第48回社会福祉大会の開催
2. 福祉情報サービス事業の推進
3. 「福祉情報おきなわ」の発行
- ※広報事業に関するアンケート調査の実施
4. 各種週間・月間行事の提唱・実施・協力

X 生活福祉資金貸付事業の推進

1. 生活福祉資金及び離職者支援資金貸付事業の実施
- XI 共同募金運動への支援
1. 共同募金運動の推進への協力
2. 歳末助け合い運動の推進
- XII 会務の運営
1. 会務の運営及び連絡調整
2. 沖縄県総合福祉センターの管理運営・受託
3. 沖縄県社会福祉センターの管理(那覇市旭町在)
4. 沖縄県社会福祉事業共済会との連携

沖縄県共同募金会

事業計画

I. 事業運営の方針

厚生労働省の社会福祉基礎構造改革の一環として、平成12年に社会福祉法が制定され、共同募金は地域福祉を推進する募金として位置付けられ、災害被災者救済事業を支援するために、準備金として積立てた配分金を県外拠出ができるなどの改革がなされた。昨年度は、風水害による災害、さらには新潟県中越地震災害など、全国各地で災害救助法が適用される災害が発生し、多くの人が被災した。



中央共同募金会では、21世紀を迎える共同募金会のあり方委員会答申「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」を踏まえた諸改革への取り組みが進められている。

このような状況を踏まえて、県内の市町村合併による市町村協及び支会・分会の合併等に向けて、県社協と協働で推進していくと同時に共同募金運動がスムーズに実施できる体制づくりに取り組む等、地域福祉活動を支援する共同募金運動をより一層活性化し、本年度も都道府県共同募金会と歩調を合わせて運動を展開するとともに、県民に信頼される共同募金運動を推進するため、各支会・分会との緊密な連携の下に、次のことを重点として事業を実施する。

1. 募金趣旨の徹底と募金増額
2. 配分金使途の明確化
3. 市町村合併による支会・分会の指導育成
4. 社会福祉協議会との積極的協働活動の展開

II. 事業実施項目

(1) 募金趣旨の徹底と広報活動の推進

共同募金運動の今日的意義を広く県民に知らしめ、理解と協力を得るため、広報活動を強化する。

- ・全国共通資材の活用(赤い羽根、ポスター、壁新聞、募金箱等)
- ・広報チラシ及び募金資材の作成提供
- ・共同募金広報チラシの県下全世帯への配布
- ・共同募金運動啓発用懸垂幕の作成掲示及びバス車輦等へのチラシの掲示
- ・福祉電話等募金資材を活用しての福祉教育の推進
- ・インターネットによる配分情報及び使い途の周知
- ・ビデオ等を活用した共同募金使途の広報
- ・報道機関との連携強化
- ・テレビ・ラジオスポットの放映、放送
- ・社会福祉関係者への啓発と募金活動への参加促進
- ・各支会、分会及び地区社研協働の各種広報イベントの協力

(2) 配分委員会の開催と受配明示の徹底

配分申請事業の緊急性・重要性を公平に総合調整し、配分額の適正を図るため配分委員会を開催するとともに、受配事業を広く県民に知らせるため配分明示の徹底を図る。

- ・共同募金配分委員会の開催
- ・県社協ホームページ共同募金コーナー」及び各種報道機関による配分結果公表
- ・「赤い羽根シール」「赤い羽根表示板」の配布、掲示の徹底
- ・受配施設、団体の機関紙による配分事業広報の徹底
- ・配分事業並びに経理状況調査の実施



(3) 支会・分会の基盤強化

市町村合併に伴う支会・分会の組織基盤の整備強化を図り、市町村協との協働活動を促進するとともに、円滑

適正な事務処理を図る。

- ・市町村合併による支会・分会の指導育成の実施
- ・支会、分会事務局長・職員研修会の開催
- ・各種会議等への役職員の派遣
- ・共同募金説明会の開催促進
- ・寄付金取扱事務資料の作成配布
- ・内部監査の徹底指導

(4) 歳末たすけあい運動の実施

本会と県社協が共催し、各支会・分会及び市町村協が実施主体となり、各報道機関の協力を得て県民への運動趣旨の周知を図る。

また、配分については運動の趣旨に沿って配分し、効果的な支援活動を行う。



(5) 顕彰の実施

共同募金、歳末たすけあい運動に功労のあった個人及び団体に対し県社会福祉大会で顕彰を行う外、適宜多額寄付者に対し感謝状を贈る。

また、全国社会福祉大会会長表彰、厚生労働大臣感謝状授与の申請を行う。

(6) 県社会福祉協議会との積極的協働活動の展開

住民主体の民間社会福祉活動を推進する社会福祉協議会との協力関係を一層強化し協働して事業の展開を図る。

- ・第48回沖縄県社会福祉大会の開催
- ・歳末たすけあい運動の共催
- ・社会福祉協議会役員研修会における啓発宣伝
- ・市町村協事務指導への協力
- ・各種資料の共同発行

(7) 指定寄付金の受付

共同募金以外の個人や法人からの指定寄付金(大蔵省告示第154号4の2及び自治省告示第66号に該当する寄付金)の受付を行い、中央審査が必要なものについては、その進達を行う。

(8) 公益資金補助事業

次の各種公益補助事業については、推薦委員会を開催し要望事業を審査して重要且つ緊急度の高い事業から

(9) 災害たすけあい運動の実施

広域で災害が発生した場合「災害支援制度」に基づく全国的な連絡調整及び被災共同募金会に対する支援態勢の整備を図るとともに「災害支援制度実施要領」に基づいて、災害積立金等による支援金の支出と災害ボランティアを派遣する。

また、県内、県外で大きな災害が発生した場合に災害義援金募集を実施する。

(10) 情報開示に係る整備促進

本会における事業運営の透明性を推進するため、各都道府県共同募金会と連携を取りながら情報公開規程等に基づく情報公開を行う。

(11) 会務の運営

会務の効率化を図り、円滑な運営を行うために、会計規程と経理様式を全国統一のモデル会計規程に改めるとともに理事会・評議員会及び各種委員会を次のとおり開催する。

- ・評議員会 年3回
- ・監事会 年1回
- ・共同募金配分委員会 年2回
- ・公益資金助成事業推薦委員会 年2回



社会福祉法人
沖縄県共同募金会

〒903-0804

沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県総合福祉センター内

TEL.098-882-4353

FAX.098-882-4270

<http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/>

Sowel ソウェルクラブおきなわ

新年度の各種申請がスタート!!

「福祉の職場を元気にする!」ソウェルクラブ(福利厚生センター)では、社会福祉事業従事者の福利厚生充実のために38種類もの様々なサービスを提供しています。(各種サービスに関しては下記連絡先までお問い合わせください。)

●入学お祝品贈呈

会員の子供が小学校、中学校に入学した場合に、5000円の商品券を贈呈します。



●資格取得記念品贈呈

働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した会員に、5,000円相当の記念品を贈呈します。



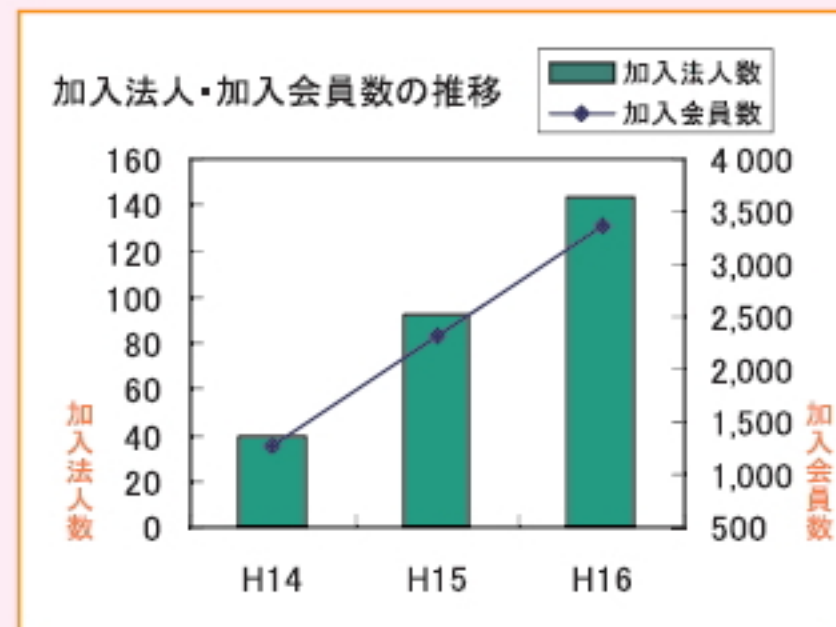
●永年勤続記念品贈呈

現在勤務する法人で、前年度に勤続満5年、10年、15年、20年、25年、30年を迎えた役職員に、5,000円～5万円相当の記念品を贈呈します。



ソウェルクラブおきなわ加入状況 一年間で1,050名の加入会員増

	総法人数	加入法人数	加入率	加入会員数	増減数
H14年度	309	40	12.9%	1,275	—
H15年度	320	92	28.8%	2,313	1,038
H16年度	326	143	43.9%	3,365	1,052



Sowel 会員の皆様へ

お知らせにソウェルクラブ未加入の法人の方がいらっしゃいましたら、ぜひ加入をお勧めください。会員数の増加によりサービスがますます充実します!

皆様のソウェルクラブ
たくさんのご意見・ご要望を
お寄せいただき、
事業に反映していきます。



加入申込・お問い合わせ先
福利厚生センター
沖縄事務局(担当:大城)
Tel: 098-882-5703

離島在住会員のみなさまへ

入学祝金贈呈事業 (沖縄版)

これまで離島在住会員にとってソウェルクラブのサービスは地理的なハンディがあり、利用しにくいという声がありました。この点を補うために「入学祝金贈呈事業」を実施します。

(1) 内容

会員の子が、小学校・中学校・高校に進学した際に、祝金を贈呈する。

(2) 対象会員

祝金種別	対象となる離島
高校入学	高校が立地していない島 伊江村、伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、竹富町、与那国町
小学校・中学校入学	同上の離島及び 久米島町、平良市、下地町、城辺町、上野村、伊良部町、多良間村、石垣市

※申請手続き等内容の詳細に関しては、別途お知らせします。

沖縄県福祉人材研修センターだより

インターネットを利用して
求人・求職活動ができます。

沖縄県福祉人材研修センター・バンクは中央福祉人材センターホームページの開設に伴いインターネットによる職業紹介「ネット紹介システム」を開始しています。

より広い範囲(全国)での求人・求職活動が行えるようになりました。人材をお探しの施設、福祉の仕事に就きたい方、ぜひ一度アクセスしてください。

http://www.fukushi-work.jp/
登録料等は一切かかりません。

研修会等のお知らせ(本年度上半期)
福祉の仕事セミナー 7月上旬

福祉の仕事に興味のある方に、福祉の仕事の基本的な考え方や就職状況、資格取得方法等を説明することにより、就職活動を効率的にスタートできるようにセミナーを開催します。

介護支援専門員
受講試験準備
セミナー 8月中旬
介護支援専門員実務研修受講試験が、
本年も10月(予定)に



実施されます。
受験を予定している方を対象に、介護支援分野を中心に受講試験準備セミナーを開催します。

職場説明・面接会 9月中旬

求職登録者、福祉人材養成校等学生や一般を対象に、「福祉の職場説明面接会」福祉の就職総合フェア2005を開催します。県内の求人者(施設・事業所等)との面談・福祉の仕事総合相談など各コーナーを設置し、採用の情報や仕事の内容・職種・資格などについて情報提供します。



県社協ホームページにある、人材センターのコーナーにて各種セミナー等の情報を随時提供しますのでチェックを忘れずに!

ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を幅広く補償!

特長

- 宿泊を伴う活動もOK
- 防災・災害のボランティア活動もOK
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症もOK
- 天災(地震等)によるケガもOK
(天災タイプ加入の場合)

掛金	
Aプラン	300円
Bプラン	500円
Cプラン	700円



ボランティア行事用保険

ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償!

福祉サービス総合補償

介護保険サービス・地域サービスなどの活動中のケガや賠償事故を補償!

送迎サービス補償

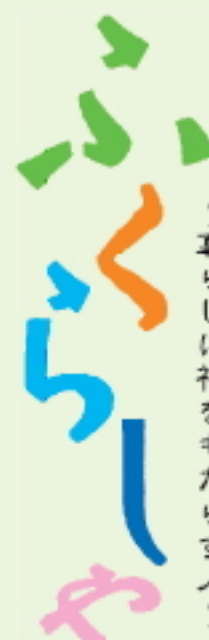
送迎サービス中の交通事故や搭乗中のケガなどを補償!



お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ
団体契約者 全国社会福祉協議会
この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。
取扱代理店 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03-3581-4667 FAX.03-3581-4763 http://www.tokushihoken.co.jp



県民児協
広報情報誌
—第7号—



沖縄県民生委員
児童委員協議会
事務所
沖縄県総合福祉センター
連絡先
TEL (098) 882-5813
FAX (098) 882-5814

我が街の民児協

豊見城市第1民児協

地域の概要

豊見城市の第1民児協は、豊見城中学校区を範囲とし、北は字豊見城から南は字高嶺まで14か字を28地区の担当地区に分けています。1中学校、2小学校を有し、主任児童委員2名を合わせて総勢30名の委員の構成となっています。

この地域は、旧役所の所在地として公共の施設や銀行、病院、老人保健施設、農協、ショッピングセンター、飲食店、スーパー等商業経済の中心地として発展し、マンモス団地を抱え人口密度の高い地域でもあります。

昨今の社会情勢は、老人問題、児童問題等、複雑多様化しています。各地区では民生委員が誠意と情熱を持って地域福祉に取り組み、各活動が活発になっています。

福祉ネットワーク活動

世代間交流事業への取り組み

子育てサロン活動や世代間交流事業



世代の壁を越えて、みんなで楽しむひととき

旧自治会区においては住民が高齢化し、児童数が少ないですが公民館活動が充実し、地域住民の人間関係が諸活動を通して親密で、世代間ふれあい交流事業への取り組みも積極的、協力的です。

開催地区担当の民生委員の協力を得て児童部会、主任児童委員のメンバーが中心となり、参加者は60名から70名前後ですが、それぞれの知恵袋や技量が発揮され充実した密度の濃い交流がなされ楽しく過ごしています。

参加した親子は、「普段、地域の子とも達が集まって遊ぶ機会がなく、まして祖父母と交流するのは、塾やスポーツなどの活動で難しい状況であり、今回、多くの地域の方々と交流が出来たことで、子育てに関して地域の中で温かい見守りのあることを実感しました。」と語り、「次回も多くの児童が参加できる時期に企画し実施してもらいたいことを希望します。」との言葉をもらいました。

民生委員の特殊な技量や体験、経験を生かした遊び、手作りで育って来た知恵袋から飛び出す昔の遊具は老人（祖父母）と馬の合う子ども（孫）との交流にピッタリでした。子ども達と懐かしい童歌を共に歌ったり、折り紙やお手玉・アザダンの虫かご・風車・カヤの縄なし・シャボン玉・ゴム段遊びなど、予定外の遊びも工夫されていました。

りの輪が広がることで、健全育成の推進につながるもの考えます。今後は希望地域を募り活動を展開していきたいと思っています。

世代間ふれあい地域交流会

豊見城市第3民児協は子育て支援事業の取り組みとして「世代間ふれあい地域交流会」を実施しています。

身近な地域の公民館広場や集会所を利用して「伝承遊び」や「集団遊び」

をする事で集まった大人や子どもたちが知り合いになり、世代間の交流や親子のふれあい、仲間作りと子どもたちの健全育成を図ることが目的です。平成16年度は7月に真玉橋公民館、10月に根差部公民館、11月にグリーンハイツ集会所（高安台、タワーサイドハイツ、グリーンハイツの3地域合同）にて実施しました。

昔の遊びを通して交流

豊見城市第3民児協

ためのビニールプールまで準備していただきました。

根差部では手作りの竹とんぼと、ぶちごまをいただきました。旧部落で高齢者が多く子どもが少ないとのことでしたが、地域の2箇所の保育園に呼びかけ、この企画に園児たちを参加させてもらいました。

グリーンハイツではあやとり名人さんが現れてみんなを驚かせました。このように地域の方々の協力を得て、回を重ねるごとに昔遊びの道具を手作りしてもらったり、遊びの名人が現れたり地域の特徴が出て面白いことが分かりました。

参加した子どもたちより大人のほうが昔を懐かしんで盛り上がったこともありました。

特に、ソテツの虫かご作りはお年寄りが子どもの頃を懐かしみながらお孫さんに教えたりと和やかな雰囲気でした。

また、参加した子どもの中から「〇



ソテツを使って虫かご作り

〇ちゃんも来ればよかったのに...」との声が聞かれたこともありました。「世代間ふれあい地域交流会」を実施することで地域の方々と関係機関との連携も良くなりました。また、年に1回、5月には民児連と社協の共催で「子ども友遊まつり」に取り組んでおります。

地域ふれあい

豊見城市第2民児協

(伊良波中学校区)

親子サロン

「えんぜるひろば」

毎月第1水曜日の10時から「わくわく児童館」で親子サロン「えんぜるひろば」を行っています。

親子そろって気軽に参加でき、広々とした所で自由に遊んだり、季節の行事を取り入れた体験活動等を行っています。

子を持つ親同士は情報交換を通じて悩みを分かち合ったりしています。参加者からは「親子一緒に楽しんでいます。次回が待ち遠しい。」との声もあり、好評を得ています。



親子そろって楽しんでいます！えんぜるひろば

世代間地域ふれあい交流会

「友遊ひろば」

各々の公民館、小学校の体育館等で各世代の人々と年2回、交流を深めています。紙芝居、大型絵本の読み聞かせ、童謡、体験遊び（切り絵、押し花、シーサー作り）、昔遊び（お手玉、竹馬、竹とんぼ、折り紙、あやとり、ぶんぶんごま）等を通して、地域の方々とPTAの皆さんと連携を持つことができました。

「カチャシーを踊ろうよ」では、高齢者の方々もたくさん参加し、楽しい雰囲気会場が盛り上がりしました。これからも、地域の方々と力を合わせて頑張りたいと思います。



地域ふれあい交流会